

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）  
 届特 出定 施設 施設 使用廃止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住所  
 届出者  
 氏名 印  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）  
 届特 出定 施設 施設 設の使用を廃止したので、

大気汚染防止法第11条（第18条の13第2項において準用する場合を含む。）  
 大阪府生活環境の保全等に関する条例第30条 の規定により、  
 ダイオキシン類対策特別措置法第18条

次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(電話番号 )	整理番号	
		受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 )	施設番号	
		備 考 (収受印等)	(大阪府)
施設・届出施設の設置場所	(市町村)		
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

使用を廃止した施設・届出施設の概要			施設の種類	規 模	施 設 番 号
	大気汚染防止法	ばい煙	ばい煙		
特定粉じん					
一般粉じん					
大阪府生活環境の保全等に関する条例	ばい煙	ばいじん			
		有害物質			
		炭化水素類			
	特定粉じん	石綿			
		石綿以外のもの			
	一般粉じん				
	ダイオキシン類対策特別措置法				

- 備考 1 施設・届出施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。  
 2 印の欄には、記載しないこと。  
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。